

平成27年度 第1回社会福祉審議会議事録（要点筆記）

日 時：平成27年11月24日（火曜日）
午前10時00分～午前11時45分

場 所：江別市保健センター3階会議室

出席委員数：20名

傍聴者：0名

議 題

（1）人事案件

議題1 会長・副会長の互選

議題2 職務代理者の指名及び部会所属委員の指名

議題3 部会長の互選

（2）報告事項

議題1 生活困窮者自立支援事業「くらしサポートセンターえべつ」の開設について

議題2 えべつ障がい者しごと相談室「すてら」の開設について

議題3 市民後見人養成講座の開催について

議題4 E-リズムについて

福島健康福祉部次長

本日はご多忙の中、ご出席いただき誠にありがとうございます。

皆様には「江別市社会福祉審議会委員」をお引き受けいただき、厚くお礼申し上げます。

ただ今から委嘱状を交付させていただきます。

市長が皆様の席を回るので、よろしく願いいたします。

（市長から委嘱状交付）

福島健康福祉部次長

これより平成27年度第1回「江別市社会福祉審議会」を開催いたします。

本日は24名の委員中19名の方にご出席いただき、江別市社会福祉審議会

条例第7条第1項の規定により委員の過半数が出席しており、本会が有効に成立していることをご報告いたします。

開会にあたり、市長よりご挨拶を申し上げます。

(市長挨拶)

福島健康福祉部次長

それでは改選後、初めての審議会でもあるので、委員の皆様に自己紹介をお願いいたします。

石田委員から順に所属団体とお名前をお願いいたします。

(委員自己紹介)

福島健康福祉部次長

ありがとうございました。なお、齋藤委員、今野委員、市川委員、小笠原委員、義平委員は欠席となっております。

市長は他の公務の為、これを持って退席させていただきます。引き続き健康福祉部職員について自己紹介いたします。

(健康福祉部職員自己紹介)

福島健康福祉部次長

次に、本日の会議進行の概要についてご説明いたします。

次第に従って会議に入りますが、まず、人事案件の「議題1 会長・副会長の互選」を行います。正副会長が決まるまでは健康福祉部長が仮議長となって進めます。

なお、各種審議会や委員会の議事録及び資料は市のホームページ上で公開することになっており、この審議会においても同様の取り扱いとなりますのでご了承ください。

また、議事録は発言者の趣旨を保ったうえで要約し、確認のため皆様に送付させていただき、必要に応じて修正しました後に公開しますので、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

真屋健康福祉部長

それでは仮議長として、「議題1 会長・副会長の互選」について、まず、どのような選出方法が良いかお諮りします。ご意見があればお願いします。

石田委員

事務局案を提示していただきたいです。

真屋健康福祉部長

他にありませんか。

ただ今、石田委員から事務局案の提示というご意見がありましたが、いかがですか。

(異議なし)

真屋健康福祉部長

異議がないようなので事務局案を提示してください。

福島健康福祉部次長

事務局としては、保健・医療・福祉全般に造詣が深く、前任期に会長を務めた湯浅國勝委員を会長に、同じく前任期に副会長を務めた土渕美知子委員を副会長にということで、提案させていただきます。

真屋健康福祉部長

ただ今、事務局から湯浅國勝委員を会長に、土渕美知子委員を副会長にとの提案があったので、お諮りします。

(異議なし)

真屋健康福祉部長

異議がないようですが、湯浅委員、いかがですか。

(湯浅委員了承)

真屋健康福祉部長

ただ今、湯浅委員のご了解をいただいたので、湯浅委員を会長に決定します。続いて、土渕委員、いかがですか。

(土渕委員了承)

真屋健康福祉部長

ただ今、土渕委員のご了解をいただいたので、土渕委員を副会長に決定します。それでは会長、副会長は席をこちらにお移りいただき、それぞれご挨拶をいただきます。

福島健康福祉部次長

それでは、湯浅会長からご挨拶をいただきます。
(湯浅会長挨拶)

副会長の土渕さんもお挨拶お願いします。
(土渕副会長挨拶)

福島健康福祉部次長

それでは、会長・副会長が就任されたので、以降の議事進行については、湯浅会長にお願いいたします。

湯浅会長

それでは、早速、進めさせていただきます。

今日は、昼から色々と用事を抱えています委員の方々もたくさんおられるので、できるだけ円滑にかつ中身のある会議に持っていきたいと思っています。

それでは、「議題2 職務代理者の指名及び部会所属委員の指名」、これについて、まず職務代理者について、条例第4条第4項に基づき、私から指名させていただきます。よろしいですか。

(異議なし)

職務代理者には、佐藤 功委員を指名いたします。

次に部会の所属であります、事務局においては、皆さんの所属団体や専門分野などから、あらかじめ案があります。これも、条例第5条第4項に基づき、会長権限とされていますので、私から指名させていただきます。

○心身障害者福祉専門部会には

石田委員、今野委員、佐保委員、町村委員、高垣委員、帆苺委員、義平委員の7名を

○老人福祉専門部会には

市川委員、小笠原委員、小田委員、柏尾委員、佐藤 功委員、齋藤委員、深瀬委員、山城委員、の8名を

○児童福祉専門部会には

伊藤委員、加藤委員、鎌田委員、小高委員、佐藤 正勝委員、土淵委員、松井委員、山崎委員、の8名を指名します。

皆さんよろしくお願ひいたします。

それでは、次に「議題3 部会長の互選」を行います。部会長の互選については、このあと3つの部会ごとに分かれて、5分程度で選出していただきますようお願いいたします。なお、それぞれの部会には所管課長が同席しますので、部会長が決まったら、事務局にお知らせ願ひます。

事務局は席の調整をお願ひします。

福島健康福祉部次長

それでは、担当の課長が案内しますので、しばらくお待ち願ひます。

心身障害者専門部会は後方側座席に、老人専門部会は前方側座席に、児童福祉専門部会は事務局の後方にそれぞれにお集まり願ひます。心身障害者専門部会には佐野福祉課長が、老人福祉専門部会は金内介護保険課長が、児童福祉専門部会は堂前子育て支援課長が同席させていただきます。

(各部会協議)

湯浅会長

それでは、事務局は部会長のお名前を発表願ひます。

福島健康福祉部次長

各部会でまとまりました調整結果を発表します。

○心身障害者福祉専門部会の部会長は 石 田 委員に

○老人福祉専門部会の部会長は 小笠原 委員に

○児童福祉専門部会の部会長は 山 崎 委員

に決定しました。よろしくお願ひします。

湯浅会長

ただ今の事務局から報告があったとおり決まったので、各部会長に選任された方どうぞよろしくお願ひします。

人事に関します案件が全て終了しました。それでは、報告事項の方に移ります。

それでは報告事項として4件、あらかじめ用意されています。

まず、議題1ですが、これについては、今年度からスタートした事業です。事務局の方から報告をお願いします。所管は福祉課ですが、この事業の委託先である社会福祉協議会に設置しています「くらしサポートセンターえべつ」の担当者の方から今日はこの場で報告をさせていただきます。

社協担当者

社会福祉協議会「くらしサポートセンターえべつ」の堀込と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、資料については、お手もとの資料1ページ目と前のパワーポイントで用意をしていますので、そこでご説明させていただきます。

生活困窮者自立支援事業については生活困窮に至る様々なリスクの高い層が増えていること、また、生活保護になる前の自立支援策の強化といったことを背景に創設されたものです。

制度の理念については2つあり、困窮者の自立と尊厳の確保、また困窮者支援を通じた地域づくりです。

特に、尊厳の確保というところについては、これまでの様々な経験の中で自信を無くしました方、または取り戻せないでいる方、そういった方々の思いをくみ取り、できること、又はやれることなどの強みを見つけ活かすことで、自信を回復につなげるという支援が必要だと感じています。

また、地域づくりにおいては、単純に就職できればその方の課題が解決されるということではなく、その方が地域で長く生活していくに当たり、自分の居場所や個々のつながりを実感できる場所が必要との考え方が基本にあります。

また、地域のネットワークができることによって、困りごとを抱える方の早期発見につながり、早期に支援を開始できることによって自立の可能性が高まること、そしてその支援によって自立した方が、今度は例えば地域の行事スタッフとして支える立場にもなることが考えられます。

地元企業の理解に努めることによって、職場体験や働く場が増加するようになることも地域づくりの重要な視点と思っています。

自立相談支援事業の具体的な流れですが、まず、相談に来られた方、またはこちらからお伺いした方を含めて、困っていることを話していただくということから始まります。

この事業のポイントについては、相談者が訴える課題または、真のニーズをいかにつかむか、そして支援については相談機関が一方的に支援策を考えるとということではなく、相談者と一緒に考えて進めていくことが重要です。

その方がどのようになりたいのか、また、どういったことを目標にしているのか、将来像の確認も大変重要なことです。

あくまで、相談に来られる方が主体性を持ってということですので、相談支援機関がこうした方がいいというような押し付け、指示というのは禁物だと考えています。

相談できる方については、生活保護を受給していない方ということがまず前提にある。困窮する恐れのある方という意味では、生活保護受給者以外の方すべてが対象になる可能性もあります。

続いて、支援サービスのイメージです。

例えば、障害の疑いがあり、今まで診断を受けたことがない方については医療機関への橋渡しをしたり、同行したりといった支援が考えられます。

また、多重債務があるという方については、法テラスや弁護士などの情報を提供するということが考えられます。

転職ということに関しては、ハローワークにご自身で行くことが可能な方については、行っていただき、職業相談を行っていただくこととなります。一人で行くことに抵抗がある方へは同行する場合もあります。転職までの生活費がないということになると、社会福祉協議会などで行っている貸付金の情報提供、または貸付の実行ということで支援をしていくこととなります。

相談件数・内容ですが、くらしサポートセンターでの新規の相談件数は212件ということになっています。

延べ相談件数については、お一人の方に電話や面談、訪問など複数回の支援が必要になり、その延べ件数が1,097件になっています。

相談内容については、病気又は障害が原因で仕事探しに影響が出て、それによって収入の減につながるといった複合的な問題が非常に多い状況です。

子育てについての相談内容は、障害のあるお子さんのこと、子育て環境についての相談があります。

その他については、差し押さえも含めて、税金の問題や公共料金が払えないといった問題もご相談の中にはあります。

それと、地域の問題、地域トラブルなども相談内容に含まれています。

任意事業についてですが、記載のこの5事業は支援の幅を広げるという意味では必要なものですが、この時期においてはしっかりと決まってないので、今後、市とも相談していくこととなります。

いずれにしても、相談者の主訴の見極めや主訴の裏側にある本当に意味しているものをいかにつかめるか等、理解しなければならないことが多々あります。

その方の強み、長所がなんなのかということ把握しながら、慎重なアセスメントが必要と痛感している状況です。

時間をかけられるケースとそうでないケースがあるため、各関係機関とのつながりを大切にしながら、早期の解決に向けた支援をしていかなければいけな

いなと感じています。

以上、生活困窮者支援の実施報告です。

ありがとうございました。

湯浅会長

ただ今、報告があったこのことについて、今回初めての報告ということもあるので、お気づきの点、詳しく聞きたいことがあったら、遠慮なくご確認ください。

(質問なし)

湯浅会長

特にないようですが、この後、全体が終わった段階で、また気が付いた点があったら、ご発言することによろしいですか。

(異議なし)

湯浅会長

それと、委託をされた市の立場で何かコメントありませんか。

佐野福祉課長

今、委託事業者である社会福祉協議会のご担当の方からご説明いただきました。

一番最後に任意事業ということでご紹介させていただきましたが、もともと相談事業というのが、今年度4月から必須事業ということで、必ず各市の福祉事務所が行わなければならない事業になっているとして受けていただいています。

任意事業というのは、それぞれの市町村の必要に応じてその支援策として、いわゆる出口対策と呼ばれますが、相談を受けた後の解決するための手段ということで設定されています。

国の方で示されているのが資料3ページの下段の方にある5事業になりますが、市の方でもこちらの方、先ほど件数ご覧になったかと思いますが、かなりの方の相談が来ており、その方々の出口対策ということで現在、導入に向けて検討しているという状況ですので、追加でご報告させていただきます。

湯浅会長

それでは、次に、議題の報告事項 2 番目について、お願いします。

すてら担当者

えべつ障がい者しごと相談室すてら山本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

資料ですが、資料 2 とお手もとのパンフレットと手前のスライドを資料とさせていただきます。

すてらですが、障がい者就労に関する相談機関として、江別市の委託を受け実施しています。

委託先は私が所属しています、社会福祉法人新篠津福祉会となっています。

平成 27 年 8 月 3 日より事業をスタートしています。

おもな機能としては、就労相談、在職者支援、関係機関への相談支援、企業への相談支援を行っています。

就労相談ですが、就職を希望される相談をお持ちの方への相談受付を行っています。就職に関する目標や、達成までのプロセスを整理しながら、すぐに就職活動に移行するのか、障害福祉サービスを利用しながら就職にむけて準備していくのか、様々な相談支援を行い、ご本人の希望を確認しながらサポートを行っています。

その中で、障害福祉サービスの利用を希望されない方などについては定期的な面談を通しながら、改めてどこに課題があるのか、どのようなサポートが必要なのか、どのような強みがあるのかなどを整理しながら就職に向けて準備を行っています。

集中支援としては始業開始前から開始直後、またその後というところでご本人が就労された企業に同行及び訪問し仕事の様子を観察しながらご本人が仕事を早期に習得できるような方法を企業の方に伝えることや、ご本人の困り感を企業に伝える、企業からどのように指導や関わりを持つようにすると、お互いに働きやすくなるだろうかというようなご相談を受けることがあります。そのような時は企業とご本人の間に立ち互いの橋渡しも行っています。

その他、先行して市の障がいに関する委託相談、市の指定の特定相談が行われていますので、協力しながら就労部分の相談を補完しますアシスト役として活動しています。

先ほど堀込様からもあったが、就職がゴールではなく、就職しました後が新たなスタートということになります。

在職者支援として、在職者からのキャリアアップ、転職、離職などに関する相談についても受付をしています。

現在、障がい者雇用をされている企業の方も不安感や困り感を抱えていることも多くあるので、必要に応じて職場巡回を行いながら、離職に繋がるような大きなトラブルになる前段で対処し、離職に繋がらないように事前に防ぐことができるようにサポートも行っています。

また、在職者支援の一環としてなかなか余暇を楽しめない在職の方もいるので、在職者の集いとして「WORK IN」（ワーキン）というものを実施しています。

その中で職場の環境に変化が無いかやご本人の困り感などの近況の確認であったり、余暇支援というところを行っています。

関係機関からのご相談も受付しています。

市内には、就労を支える就労支援事業所がさまざまにありますが、1つの機関での就労支援に不安があったり、就職が重なり人的サポートが難しいなどいろいろなことがあると思いますが、必要に応じて一緒にサポートを行うことで、働きたいと希望される方の就労という部分を支えて行ければと思っています。

市内で就労支援を行う中で、それぞれの就労支援事業所の抱える課題を解決していくことや就労支援のスキルアップを目的とした研修を企画し実施することで地域の就労支援の底上げを図り地域の就労支援力の向上を目指して行きたいと考えています。

その他、福祉施設や医療機関、就労支援施設の中で働きたいと希望する方については、地域の就労支援事業所など関係機関と協力しながら、働ける方はその人らしい働き方ができ、できる限り障害福祉サービスに停滞しないような仕組みづくりを併せて行えればと考えています。

企業からのご相談も受付しています。

実際に就職をされている方で、環境の変化とか職場の配置換えなどで、表情がさえず働きづらそうにしている、以前のような働きができなくなってしまったなどの相談をお受けすることがあります。

そのようなときは、実際に企業にお邪魔したり、またご家庭で問題がある場合があったりしますので、そのような時は、家庭訪問など行いながら、企業とご本人の間に立って橋渡しの役割を担っています。

その他、新規採用に関します窓口ということで、今まで障害のある方の相談窓口が一本化されていなかったのですが、今後こちらの方で対応していこうということになっています。

これまでの相談件数はH27.10月末時点で、124件となっています。実数としては53件となっています。

就業相談については100件、在職者の方から21件、企業から3件の相談がある。

精神の方の相談を多く頂いていると開始3カ月の印象としてあります。

終わりになりますが、近年の障がい者就労に関する変化をお話しできればと思います。

近年、障がいの複雑化が言われています。困り感も希望も多様化、複雑化している中で、江別市として地域にある就労支援機関と連携しながらサポートが必要になっていると感じています。

それぞれ役割分担をしながら、複雑化したニーズに対応していけるように、また、それをコーディネートできるような相談口として役割を持って行けたらと思います。

障がい福祉サービスについては江別市も徐々に拡充されているというイメージがあります。

それによって、利用される方にとっては選択の幅が広がってより良い面と、いろいろな事業所ができることで様々な特徴、特性、就労支援に対する考え方もつ事業所も当然ありますので、江別市として就労支援のサービスの質の担保及び底上げがなされるように研修など考えながら、地域全体で盛り上がるの良いと思っています。

企業への障がい雇用への取り組みでは、障害者雇用促進法の改正もあって、前向きに検討されている企業が増えてきて来ているという印象があります。

その中で送り出しといわれるような就労支援機関も、しっかりとそのニーズに答えられるように、働くことのできる障がいのある方が幸せに働き続けることができるように、しっかりサポートしていきたいと考えています。

地域で連携して、サポートの質を高めながら働くことを希望される障がいをもたれる方の就労の応援を今後もさせていただければと考えています。

ご清聴ありがとうございました。

湯浅会長

私の方から一言お詫び申し上げます。先ほど、2番目の案件の委託先が社会福祉法人新篠津福祉会の担当者が説明させていただきますと申し上げるべきでしたが申し遅れました。

ただ今の報告について、皆様からご質問等ありませんか。

鎌田委員

障がい者の方に対する支援やサポートもだんだん意識が変わってきたなと思いますが、健常者側の意識改革も同時進行でないと環境がよくなれないと思います。

それだけ整備しても、一緒に携わる人間の意識が低いと偏見や、差別になっ

ていくことが現状ではないか、現場では、その辺のところはどうか。

すてら担当者

その件につきましては、企業に障がいのある方の就労支援に入った時に感じる時もありますが、今後障がい者雇用のケースを重ねていくことで、周りの理解も徐々に広がっていくと考えています。

今まで雇用することがすごく不安だったが、とても戦力になっていると喜んでくれる企業やパート従業員の方も増えていると思います。

その中で、また新たな部署での雇い入れや増員などを検討しているなど、現場からそのような声が出る事例も聞いていますので、ケースを重ねることで、障がい者就労への意識も少しずつではありますが広がりを見せると考えています。

湯浅会長

他の委員さんからはないですか。

佐保委員

障がい者の雇用は本人も大変だが、雇う側もいろいろあると思います。

実際相談に来られた方のサポート体制が中心になっていると思いますが、すてらという組織の中で、相談に対応している職員の数はどのくらいいるかと、本人が申し出てこなければ、こもりっぱなしという形の障がい者もかなりいると思いますが、掘り起しの活動はしているのか、していくのか教えていただきたいと思います。

すてら担当者

説明不足で申し訳ありません。

相談員については、就労相談員1名と定着支援員1名の計2名で実施しています。引きこもっている方のサポートについては現状では、なかなか手をつけていけないこと、引きこもりの方は、就労の支援の前に違う何らかの医療的及び福祉的なサポートが必要な可能性が高いかと思いますので、関係機関と連携をしていきながら、後々の就労のサポートは行っていけると考えています。

湯浅会長

他の委員はないですか。

なければ、委託をされた市の方からお願いします。

佐野福祉課長

まず、すてらについては資料にあるとおり、今年の8月から開設し、まだ日が浅いですが、すでに124件、やはり障がい者の方の就労意欲が高く、あと状況として説明しますと、日数は確実ではないのですが、たしか平成25年くらいから企業の法定雇用率が変更になって、より障がい者の方を雇わなければならないことで国の方が決まって、それ以降、障がい者の雇用については売り手市場といわれています。

非常に企業からのニーズが高いが、ただ、先ほど、山本所長のご説明の事例にありましたが、いざ入ってみて、なかなか長く定着して働けない。

そのへんのところは、鎌田委員からもご指摘ありましたが、やはり、受け入れる側の意識が、一般の方と同じように受け入れると、なかなか障がいの特性によって必要なケアとか周りの理解がそういうものがないとうまくマッチができないので、その為の潤滑剤の部分で、すてらの定着支援員が企業に出向いて、本人の話を聞くとか、相談事業は今まで本人の話は聞くが、雇う側の話は聞く機会がなかったため、そのあたりをうまく入っていただけてつなげていただき、できればそのまま継続して雇用していただきますと、周りの理解も増えるのではないかと思います。

引きこもりの件は、これから掘り起しの部分については各事業所にお知らせしていますが、前段、この説明の前にさせていただいたくらしサポートセンターえべつの方で、家にいるけれどもいろいろな理由で働けないという相談を受けてから、その方が障がい者であれば、すてらに繋げるとか、そういった形で各市内にある資源を共有しながら、対応していただきます。

市としても、一緒にやりたいと考えています。補足で説明させていただきます。

湯浅会長

ただ今、市の方からさまざまな課題につきましては、今後、そういった企業側の相談がうまく形になっていくと本人の仕事に活かされるとそのような主旨の発言がありました。

質問がなければ、次の議題に行っていいますか。

(質問なし)

湯浅会長

それでは、次の議題3番目について報告をお願いします。

渡部地域支援事業担当参事

議題の3番目「市民後見人養成講座の開催について」の項目となりますが、介護保険課の渡部の方から説明させていただきます。

江別市では、今年度から新規に市民後見人養成講座を実施しています。

はじめに、委員さんご存知の方は多いと思うが、成年後見制度のそのもの内容について若干ご説明をさせていただきます。

項目1、成年後見制度とは、認知症、精神上的の障がい等により判断能力が十分ではなくなった人のために後見人等、等というのは後見人、保佐人、補助人をすべて含めて後見人等となりますが、その後見人等が本人に代わって身の回りの必要な契約や財産の管理などの法律行為を行うことで、ご本人を保護、支援する制度です。

次に、図の成年後見制度の概要をご覧ください、成年後見制度には、大きく分けると、法定後見と、任意後見の2つに分類されています。

そのうち図の上の方になりますが、法定後見はすでに判断能力が十分ではなくなっている状態にある場合、裁判所への申し立てにより、裁判所が選任する後見人等が支援する制度です。

さらに下の方の任意後見は、現在、健常であるうちから判断能力が十分ではなくなった将来に備えて後見人になってもらいたい人との間で、ご自身で公正証書により契約を結んでおく制度です。

これが成年後見人制度の概要です。

続いて、2つめ市民後見人養成の目的等の項目ですが、近年の日本全国、高齢化の進展、認知症を有します高齢者の増加に伴い、制度の必要性は全国的に一層高まってきており、その傾向は今後も増大することが見込まれます。

また、成年後見制度において、高齢者の日常生活の契約行為など身の回りの手続きを中心の支援を行うことが多くなってきています。

このような諸課題に対応するため、弁護士などの専門職後見人がその役割を担うだけでなく、専門職後見人以外の一般の第三者として社会貢献意欲のある市民後見人を中心とした支援体制を構築する必要があり、老人福祉法にその旨規定されています。

江別市においてこのような体制を整えていくものです。

3番目の市民後見人養成講座の開催状況についてご説明申し上げます。

市民後見人養成講座の開催に先立ち、去る10月25日に事前説明会を行って、64人の市民の参加がありました。この事前説明会は、養成講座の事前説明会と併せて、成年後見制度の講演会も兼ねており、制度の内容等について東京大学の専門職員である東先生による講演をしていただいて実施しました。

養成講座については、運営を社会福祉協議会に委託しており、11月14日から始まっており12月6日までの間に次のページになりますが、こちらの日

程表・カリキュラムに基づいて実施している最中です。

講座の参加者については、当初、30人定員で予定していましたが、32人の申し込みがあり、社協とも協議のうえ、32人全員が受講できるように実施したものです。

講座の内容についてはカリキュラムについては先ほどのページを参考にして頂ければと思いますが、11月14日から12月6日までの間に座学で3日間、講演会の聴講、各施設での実習、自宅学習としてのレポート作成を内容に含んでおり、このカリキュラムは、国の方で示している標準カリキュラムを、江別の実情に合わせて、補足を繰り返して作成したところです。

講師につきましては、事前説明会で講演していただいた、東京大学教育研究科の東先生、佐々木先生その他、江別の地域からのそれぞれ専門の弁護士や、司法書士や、NPO法人、私ども市の職員も講師を担当させていただき、記載の内容とおりに現在進行中のところです。

湯浅会長

こういった市民後見人養成講座についても今日の課題に対しする新しい取り組みになります。

ただ今の報告について、皆様からご質問、ご意見はないですか。

(質問なし)

湯浅会長

特にないようですが、今日の審議会だけではなく、日頃お気づきのことがあったら、それぞれの事業の実施主体や、市の方にお尋ねいただくこととして、今日はこの程度で終わらせたいと思います。

次の議題4について報告をお願いします。

佐藤健康づくり・健康指導担当参事

保健センターの佐藤と申します。

Eーリズム推進事業の概要についてお話させていただきますが、Eーリズムとは音楽にのせて体を動かす体操のことです。

私達は、「えべつ市民健康づくりプラン21」に基づき、みなさまの健康づくりの仕事をさせて頂いていますが、2回目のプランを作った際に、アンケート調査を実施しましたところ、運動されています方が中高年の方は6割以上いて非常に好ましいのですが、若い世代になるに従って、運動の機会が減っているという実情がありました。

それで、若い方から高齢の方までいろんな方が楽しみながらできる運動、江別市独自の運動があったらと考えていて、事業を進めてきました。

作成にあたり考えたことは、2番目に書いてありますが、地域の独自性がある、年代を絞らず老若男女が楽しめて、椅子に座ってできること、それから運動にあまり関心のない方でも興味を持ってくれるもの、それから運動時間は長すぎず、筋トレ要素と有酸素運動の要素をもっているもの、等々考えて、保養ネットワークというところに作成を委託しました。

作成にあたっては、3番目に書いてありますが、保健センターが全てしてしまうのではなくて、市民の皆さんや各関係機関方々からご意見をうかがうための作成会議を2回開催させていただき、今日お集まりの方々の中にも参加していただいた団体もありますが、皆様に意見をいただいて作成しました。

今年10月9日に、各市で毎年一回開催されているがん予防道民大会が江別市民会館で開催されて、その席上で市民の方に初めてお披露目させていただきました。

そのあと、市民の方に覚えていただこうと今現在進行中ですが、江別・野幌・大麻の3地区で市民を対象にしたマスターコースは3回一コースで開催しています。

大変好評であり、会場が狭かったこともありますが、各会場80名定員だったのですが、ほとんど定員を上回る形でお断りしました方も何人かいました。

次年度以降は市でやっています、大学連携事業を活用した普及や市民でインストラクターになっていただける方を養成する講座を開催したり、介護保険課と共同になりますが、介護予防と連動し椅子バージョンの普及をしていきたいと考えており、市民の方に親しんでもらい、色々な機会で行っていただければと思います。

実際に見ていただいた方がわかると思うので、これから保健センターの職員が踊らせていただきます。お声をかけてくだされば、ご指導に伺うので、どうぞよろしくお願いします。

(E-リズム披露中)

湯浅会長

ここで実演してくださった職員方も、こぼれるような笑顔とリズム感あふれる体の動きで、何となく自分がやったら足が折れるんじゃないかと心配しましたが、こういうことが広がっていけば、江別全体が健康のまち江別となると思われ、各自治会をはじめ各団体や小さなグループでも保健センターを中心に広がっていく取り組みですが、皆様からご質問、ご意見はないですか。

石田委員

ここに40代から80代の方までと好評を得たと書いてありますが、80歳代の方はこのEーリズムについていけたのですか。

佐藤健康づくり・健康指導担当参事

それは石狩振興局で実施しましたリズムエクササイズの説明です。石狩振興局の事業の方は、Eーリズムよりちょっと難しかったのですが、それでも、みなさんちゃんとしてくれました。

湯浅会長

他に何かないですか。

(質問なし)

湯浅会長

次の議題5 その他 皆さまから何かご意見ないですか。

山崎委員

子ども子育て支援制度は、4月から施行され7カ月たちましたが、2点ほど現状を教えてくださいたいです。現在の待機児童の状況、特に昨年度と比べてどうなっているのか、それとこの前、道の高橋知事もコメントされていたが、保育園で子供をたくさん預けると負担が増すということもマスコミで取り上げられていましたが、江別市での実態はどのようになっているか教えてくださいたいです。

阿部子ども育成課長

待機児童の状況については、ただ今詳しい資料はもってきていませんが、9月までは国定義の待機児童は発生していません。

10月1日の段階で、0歳～2歳の年齢層で、総数で30人ほど待機児童が発生しています。

今年の新制度の開始によって0から2歳児の児童の受け皿を昨年度に比べて78人ほど増やしていますが、それでも残念ながら待機児童が発生しており、次年度に向けては、現私立保育園の認定こども園への移行を促進したり、新たな小規模事業の開始を模索しているところです。

山崎委員

2点目の保育園に子どもをたくさん預けると、負担が増える件についてはどうですか。

阿部子育て育成課長

保育料については、今年度平成27年度に大幅に見直しさせていただいて、実質、昨年まで平均軽減率が13パーセントほどだったが、実質、決算はまだ出ていませんが、30パーセントくらいの国と比較しました軽減率となっていると推測しています。

先ごろ札幌市等では子どもが多い世帯の負担が多くなっていると報道がありましたが、江別市では大幅な見直しの効果もあって、それほど札幌市のような状況は発生していません。

湯浅会長

その他ないですか。

福島健康福祉部次長

義平委員が最初の委嘱状の交付の時にいらっしゃらなかったのも、委嘱状の交付を行いたいと思います。

(委嘱状交付)

福島健康福祉部次長

本日決定しました部会名簿は、後日、皆さま方に送付させていただきます。

また、当委員会の次期開催日は、予算等の報告もありますので、来年2月中旬頃予定しています。委員の皆さま、ご出席の程よろしく申し上げます。

湯浅会長

ただ今、義平委員に委嘱状が交付されましたので一言自己紹介をお願いします。

(義平委員自己紹介)

湯浅会長

ありがとうございます。

それでは、本日の予定されておりました議題は全て終了しました。

審議会はこれをもって終了といたします。